

社会福祉法人岩手和敬会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩手和敬会の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員の報酬等)

第3条 役員に対して、各年度の総額が、理事全員で6,000,000円を超えない範囲、監事全員で400,000円を超えない範囲で支給することができる。

(役員等の会議の出席報酬等)

第4条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会と評議員会が同一日に開催されたときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

4 支払方法は原則、当日現金支払いとする。

(役員等の業務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会開催以外の日において、法人の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会開催以外の日において、法人の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 評議員が評議員会開催以外の日において、法人の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会開催以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 支払方法は当日現金または、希望があった場合、振込とすることができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人の運営のための業務で出張する場合は、別表3により出張旅費を支給することができる。

2 出張旅費は交通費、宿泊費、日当、その他とする。

3 交通費は、実費を支給する。

4 宿泊費は実情を考慮し、増額することができる。

5 業務遂行に必要なその他経費を支給することができる。

- 6 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 7 出張旅費に関し、この規程に定めのない事項については岩手和敬会旅費規程に準ずる。
- 8 支払方法は当日現金または、希望があった場合、振込とすることができます。

(兼務役員)

第7条 職員を兼務する役員は、法人の運営のための職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成30年12月12日より適用する。

平成29年4月1日適用

平成30年12月12日改正（支払方法等）

*報酬は所得税源泉徴収後の額を表記

別表1 会議等

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5, 000円	交通費相当額
評議員会出席報酬等	5, 000円	交通費相当額

別表2 業務等

名 称	報 酉	実費弁償費	備考
理事長業務報酬等	5, 000円	交通費相当額	日額
理事業務報酬等	5, 000円	交通費相当額	日額
評議員業務報酬等	5, 000円	交通費相当額	日額
監事業務報酬等	10, 000円	交通費相当額	時間単価

別表3 出張旅費（日額）

交通費	宿泊費	日当	その他
実 費	15, 000円	3, 000円	実 費

社会福祉法人岩手和敬会 評議員選任・解任委員会委員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩手和敬会の評議員選任・解任委員会委員（以下「委員」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう報酬は、法人と委任関係にある委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(委員の報酬等)

第3条 委員に対して、1人あたりの各年度の総額が50,000円を超えない範囲で支給することが出来る。

(会議の出席報酬等)

第4条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、委員が、評議員選任・解任委員会と同一日に開催された理事会または評議員会に出席したときは、理事会または評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 支払方法は原則、当日現金支払いとする。

(業務報酬等)

第5条 委員が評議員選任・解任委員会開催以外の日において、法人の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 支払方法は当日現金または、希望があった場合、振込とすることができます。

(出張旅費)

第6条 委員が、法人の運営のための業務で出張する場合は、別表3により出張旅費を支給することができます。

2 出張旅費は交通費、宿泊費、日当、その他とする。

3 交通費は、実費を支給する。

4 宿泊費は実情を考慮し、増額することができる。

5 業務遂行に必要なその他経費を支給することができる。

6 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

7 出張旅費に関し、この規程に定めのない事項については岩手和敬会旅費規程に準ずる。

8 支払方法は当日現金または、希望があった場合、振込とすることができます。

(改正)

第7条 この規程の改正は理事会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成30年12月3日より適用する。

平成29年4月1日適用

平成30年12月3日改正（支払方法等）

*報酬は所得税源泉徴収後の額を表記

別表1 会議等（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	5, 000円	交通費相当額

別表2 業務等（日額）

名 称	報 酉	実費弁償費	備考
評議員選任・解任委員会 委員業務報酬等	5, 000円	交通費相当額	

別表3 出張旅費（日額）

交通費	宿泊費	日当	その他
実 費	15, 000円	3, 000円	実 費